

## 4. 大学院段階の教員養成改革

### 教職大学院(専門職学位課程)制度の概要

#### 1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。  
(平成20年度から開設)

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

#### 2. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

|      | 教職大学院                                                       | 教員養成系修士課程               |
|------|-------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 修了要件 | 45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)                                   | 30単位以上<br>修士論文の作成(研究指導) |
| 教員   | 4割以上は教職経験者等の実務家教員                                           | 大半が研究者                  |
| 授業方法 | ①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答<br>②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程 | 研究指導が中心                 |
| 学位   | 教職修士(専門職)                                                   | 修士(教育学)                 |

#### 3. 現状(平成26年度)

- ① 設置大学数 : 25大学(国立大学19校、私立大学6校)
- ② 教員就職率(※)【平成26年3月卒業者】: 94.1%  
(参考)国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率:69.0%  
国立教員養成系修士課程の修了者の教員就職率:55.2%  
(※)現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者(臨時的任用を含む)の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率 : 92.7% (前年度より5.8%減)
- ④ 志願者数 : 1,079人 (前年度より6人増)
- ⑤ 入学者数 : 772人 (前年度より31人減)  
(現職教員:340人(44%)学部新卒学生等:432人(56%))

# 全国の教職大学院の設置状況(H26)

国立大学: 19大学(入学定員663人)

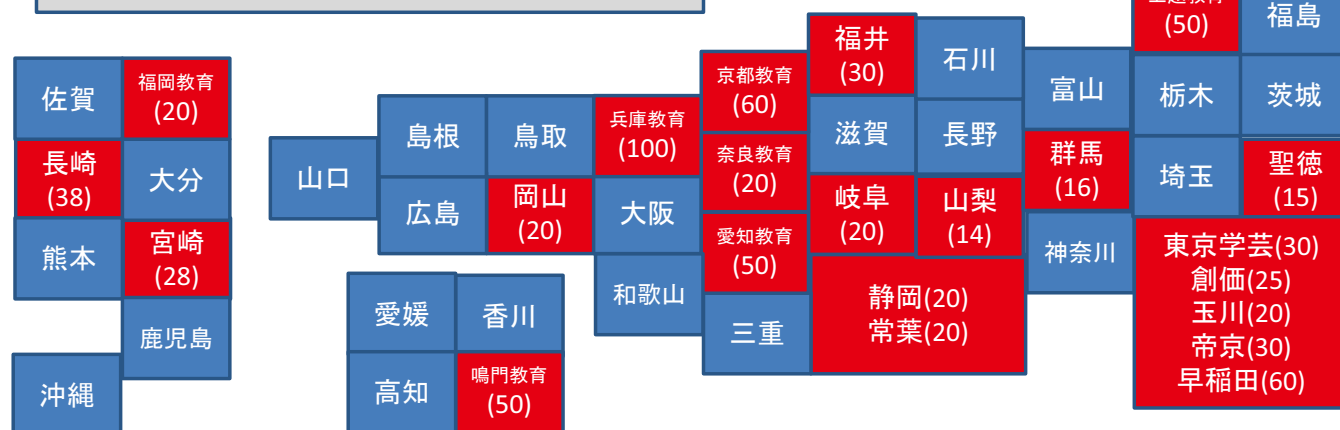
私立大学: 6大学(同 170人)

合計 25大学(同 833人)

\* 20都道府県で設置

大学名の下の( )は入学定員

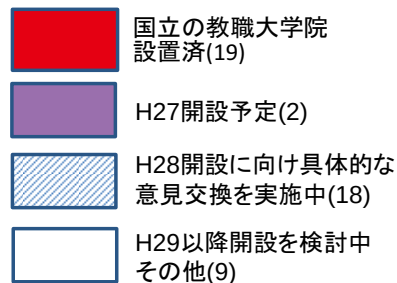
<27府県で未設置>



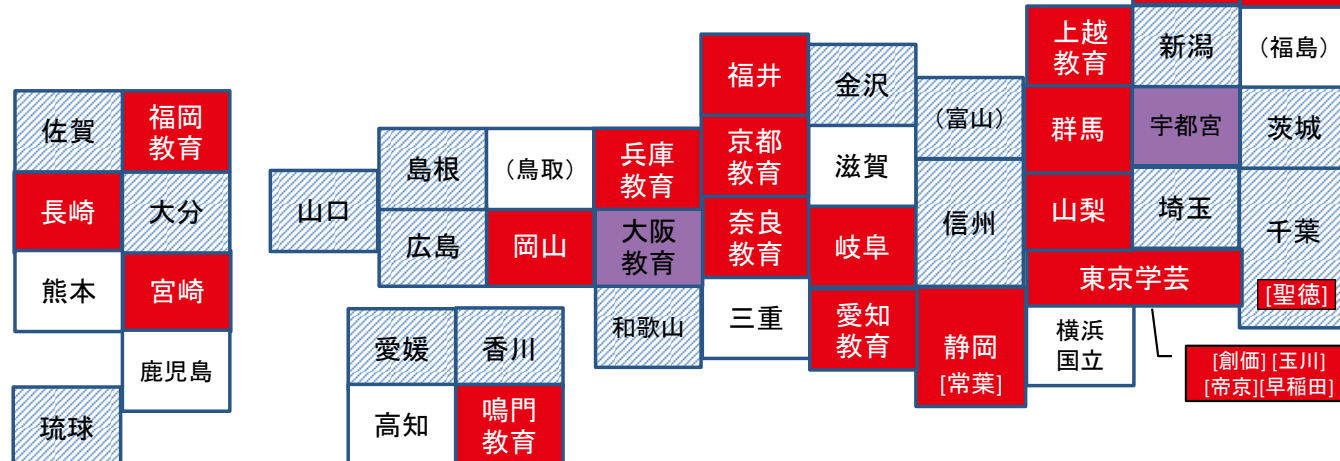
## 教職大学院設置に向けた動き

### 【教職大学院設置に向けた検討状況】

現時点までに、教職大学院設置に向けた事前相談を行った大学について、相談時の検討状況を記載。  
(※最新の学内検討状況と異なる可能性あり)



[ ]は設置済の私立大学(6)



## 大学院段階の教員養成の改革と充実等について (平成25年10月15日 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議報告書 ①)

### I 学校教育を取り巻く現状と教員養成における課題

- 社会の急激な変化に伴う学校教育を取り巻く現状として、①新しい学びへの対応、②学校現場での今日的課題への対応、③教員の大量退職・大量採用等を踏まえた対応、④スクールリーダー養成の必要性
- 実際の教員養成の現状は、各大学によってまちまちであり、教職課程の質の保証が必要
- 大学院段階については、学校現場で活躍する中核的な教員を養成する体系的なプログラムを必ずしも提供してこなかった状況

### II 大学院段階の教員養成の改革と充実

＜今後の大学院段階の教員養成機能の在り方の方向性＞

- 専修免許状の認定課程を有する国公立大学の教員養成系以外の修士課程は、実践的指導力を保証する取組を進めつつ、一定の分野について学問的な幅広い知識等を強みとする教員を養成
- 国立の教員養成系修士課程は、原則として教職大学院に段階的に移行

＜教職大学院の在り方＞

- 共通に開設すべき授業科目(共通5領域)は、各領域を均等に履修させる考え方は改め、コース等の特色に応じて履修科目や単位数を設定できるようにする
- ※ 現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースは、必要に応じて総単位数を20から12単位程度に減らすことも可能とする。
- 当面、必置の専任教員が他の学位課程を兼ねることができる措置(ダブルカウント)を行う方向で検討する必要
- 当面、実務家教員比率は現行どおり4割以上を維持

＜国立の教員養成系修士課程の改善＞

- 研究指導教員等の配置について、設置する専攻の教育課程等に応じた適切な規模にできるよう、現行規定の改正を検討する必要

## 大学院段階の教員養成の改革と充実等について (平成25年10月15日 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議報告書 ②)

＜専修免許状の在り方＞

- 各大学院において理論と実践の往還を重視した実践的科目を、専修免許状取得に必要な24単位の中に位置付けて必修としていくことを促進(おおむね4～6単位程度が適当。※具体的には各大学院が適切に定める。)

(実践的科目として考えられる内容)

- ・主体的に学校教育活動に参画するインターンシップや学校現場をフィールドとする活動
- ・その活動について、研究科において事前の指導や事後の省察などを行うこと

組み合わせで構成

### III 教職課程に関する情報の公表

- すべての課程認定大学に対し、情報の公表を義務付けるとともに、具体的な内容を定めることが必要

(公表を義務付ける情報として考えられる項目)

- ・教員養成の理念や具体的な養成する教員像
- ・教職指導に係る学内組織等の体制
- ・教員養成に携わる専任教員の経歴、専門分野、研究業績等
- ・教員養成に係るカリキュラム、シラバス等
- ・学生の教員免許状取得状況
- ・教員への就職状況 等

### IV 教職課程のグローバル化対応

- 課程認定を有する大学に入学する前に学生が外国の大学で取得した単位について、教育職員免許法施行規則を改正し、教員免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができることを、法令上明らかにする必要
- 教育実習や介護等体験について、学生が外国の大学に留学しても、留年することなく受けることができるよう、各大学において、一定の事情がある学生については、柔軟な取組を推進する必要
- 各教委において、教員採用選考における外国の大学に留学した成果の適切な評価を促進する必要

(参考)平成25年10月21日日本教育新聞11面(村山紀昭北海道教育大学前学長寄稿)〈教職を考える〉「教員の資質能力向上で報告」

# 教職大学院の教育組織について制度改正

## 協力者会議の提言（平成25年10月15日）

- 教職大学院の発展・拡充が見込まれる当面の間、教職大学院の専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる専任教員が、他の学位課程の教員を兼ねることができるような措置を行う方向で検討する必要がある。（専門職大学院設置基準附則第2項及び第3項）
- 教科領域分野の教員を教職大学院の専任教員として配置するなど現行規定を改正する方向で検討する必要がある
- 研究指導教員や研究指導補助教員の配置について、設置する専攻の教育課程等に応じて適切な規模の教員組織を編制できるよう、現行規定を改正する方向で検討する必要がある

## 提言を受けた制度改正

1. 必置の専任教員数について、その3分の1まで、学部の専任教員数や修士課程の教員と兼ねることができる特例を平成30年度まで延長（専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第8号）（平成26年2月19日公布））
2. 教員養成系大学院の専攻ごとに置くものとする教員についての告示を改正（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示（平成26年文部科学省告示第161号）（平成26年11月7日公布））

## 教職大学院の教員組織編制等に関する留意事項（平成27年1月14日 事務連絡 別紙）①

### 1. 教職大学院における実務家教員の取扱い

#### ○実務家教員の構成について

専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員（実務家教員）については、管理職経験者のみならず、管理職の経験がなく大学の教員となった者（いわゆる「元実務家」の大学教員）や学校以外の職の経験者等多様な人材の活用に配慮することが重要である。また、定年退職者を採用するほか、定年前に退職した者や教育委員会等との交流人事など採用方法を工夫することも重要である。

#### ○実務経験年数について

教職大学院の実務家教員に必要な実務経験の年数については、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日中央教育審議会。以下「平成18年答申」という。）によることとしており、おおむね20年程度の教職経験が求められる。ただし、校長・教頭等の管理職や指導主事の経験がある場合、その年数を教諭等の経験よりも長く評価することから、大学教員としてふさわしい資質能力を有すると認められる場合、教職経験の年数の合計がおおむね20年程度に達していなくても実務家教員として認められるとしている。

また、いわゆる「元実務家」の大学教員等で十分な研究業績がある者を教職大学院の実務家教員として採用する場合、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第53号）第2条第1項により、実務経験はおおむね5年以上でよいとしている。なお、平成18年答申に示されているとおり、「元実務家」を教職大学院の実務家教員として採用するためには、採用時点で、実務から離れてからの期間がおおむね5～10年以内であることとしている。

#### ○高度な教育上の指導能力について

実務家教員は、修士課程の専任教員と同様に大学教員としての能力が求められるものであり、各大学の判断により、採用後も、例えば定期的な研究成果の提出を義務付けるなど、大学教員としての資質能力の向上に取り組む必要がある。

### 2. 教職大学院における専任教員の取扱い

#### ○専任教員の教職大学院の運営への参画について

専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第2項における、いわゆる「みなし実務家教員」の定めを踏まえ、教職大学院の専任教員は、学部等の専任教員を兼ねているか否かにかかわらず、教育課程の編成その他教職大学院の組織運営について責任を担うことが求められる。



## 教職大学院の教員組織編制等に関する留意事項 (平成27年1月14日 事務連絡 別紙) ②

### ○学部教育への参画

教職課程認定基準（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会決定）の改正により、教職課程認定において教職大学院の専任教員を学部学科段階の専任教員として充てることなどが認められた。教職大学院の専任教員が学部教育に参画することにより、教職大学院の教育と学部教育に関係を持たせることは有意義であると考えられる。

しかしながら、これにより教員の負担が増える可能性もあることを踏まえ、大学教育の質の確保の観点から、教職大学院の専任教員が担当する学部教育の単位数について配慮することが必要である。

この場合、教職大学院の専任教員（学部の専任教員を兼ねる者を含む。）が担当する学部教育の単位数を一人当たり年間4単位程度までとすることが適当である（※）。

（※）この基準は、各大学の個別の事情を考慮し、教職大学院全体での上限と考えるのが適当である。すなわち、各教員の担当する単位数ではなく、教職大学院の専任教員が担当する学部教育の単位数の合計が、専任教員全体でみた場合に一人当たり4単位程度までとなっていればよいと考える。

例えば、教職大学院の専任教員が15名いる場合であれば、

（ア）15名が各々4単位を担当する、

（イ）10名は各々6単位を担当し、5名は担当しない、

など、教職大学院の専任教員が担当する学部教育の単位数の合計が60単位（4単位×15名）程度以内であればよいと考える。

### 3. 教職大学院における教科教育の在り方

#### ○教科領域の科目の内容について

教職大学院における教科領域の科目は、教育課程の編成の方法や指導法を中心としたものとする、実習科目等と相互に関連しながらカリキュラム全体として理論と実践の往還を実現できるようなものとするのが求められる。

#### ○必要専任教員数について

大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部省告示第175号）及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件により、教職大学院に必要な専任教員の数が出ており、教職大学院で1教科を扱う場合は13名、10教科全てを扱う場合は32名の専任教員を置くものとしている。

教科を扱っているかどうかの判断基準については、各大学の個別の事情があることを考慮し、カリキュラムの内容から個別に判断することとしている。その判断の目安としては、共通科目及び実習科目以外の科目の過半数を特定の教科領域の科目として選択できる場合、その教科を扱っていると見なすべきであると考えられる。

## 教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～ 〈抄〉 ①

平成26年7月24日 教員養成部会 教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ

### 第1章 養成・採用・研修の改善の視点

教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくり ―養成・採用・研修の接続、教職大学院等の積極的活用―  
＜研修段階＞

- 養成段階と初任段階は、特に両段階の接続を重視して見直しを行っていくことが重要である。さらに、養成・採用から初任段階を含む教職生活全般にわたる現職研修の在り方については、教職大学院等の教育機能や教育実績を考慮しこれを積極的に活用するなど、教員の職能成長に関わる関係機関が連携・協働し、効果的な取組を促進していく必要がある。

### 第2章 具体的な改善の在り方

#### 第1節 教員養成課程の改善 第1項 教育課程の改善

##### （2）大学院段階

- 昨年の10月にまとめられた報告「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」においては、専修免許状に関する教育課程について、理論と実践の往還を重視した実践的科目を4～6単位程度位置付けることや、教職大学院において共通に開設することとされている授業科目（共通5領域）について、各領域を均等に履修させる現行の考え方を改め、コース等の特色に応じて履修科目や単位数を設定することができるようにすることなどが提言された。
- この提言も踏まえ、教職生活全体を通じたキャリア形成と資質向上の中に、教職大学院等大学院段階の学びを明確に位置付ける必要がある。
- その際、教育委員会と大学・大学院との連携・協働を更に進めていくことが不可欠であり、例えば初任者、指導教諭、主幹教諭や管理職等といった、教職の各段階で求められる資質能力を明らかにした上で、両者の連携・協働の下に、大学院段階の教育課程について、より高度な実践的指導力や学校の経営・管理力等を養成するものとなるよう検討していくことが重要である。
- これとあわせて、例えば、後述する、教職大学院等で履修した者に関し、選考において特例を設けることや法定の初任者研修（公立学校教員対象）の一部を免除すること、また、現職研修や管理職登用等における教職大学院等の活用を促進する必要がある。
- また、専修免許状については、一種の教員免許状の取得に必要な学部段階の履修を基礎に一定量の学びを深めることが求められ、大学院を修了していることが必要な基礎資格となっているが、専修免許状に種別を設けることや、これとは別に高度専門免許状（仮称）を設けることも考えられ、後述する教員免許制度の改善の在り方と併せて、大学院段階の教育課程を検討することが適当である。

## 教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～ 〈抄〉 ②

平成26年7月24日 教員養成部会 教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ

### 第2章 具体的な改善の在り方

#### 第3節 採用と研修の改善

##### (1) 教職大学院等進学者・修了者を対象とした取組の促進

- 教職大学院等については、その教育機能や教育実績を勘案し、進学・在学する者や修了した者を対象に、採用選考において、教職大学院等における履修を評価した取組が全国で行われるよう促進する必要がある。例えば、現在、教職大学院修了者を対象とした特別選考が5県市で行われているが、このような取組が全国で行われることが期待される。
- また、教員を目指す者が教職大学院等への進学を志向しやすくなるよう、例えば、現在、38県市で行われている教職大学院等進学・在学者の採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延期などの取組（うち6県市は教職大学院のみ対象）を、全国で実施する必要がある。

##### (2) 教職大学院等を活用した研修の高度化の促進

- 第2章第1節第1項(2)に述べたように、教職大学院等の履修成果を考慮し、法定の初任者研修の一部を免除できることとするなど、教職大学院等と初任段階の研修の相互関係を検討することが適当である。
- また、教職大学院等と教育委員会・独立行政法人教員研修センター等が共同で開発した研修プログラムに基づき教職大学院等が授業科目を開設し、任命権者・雇用者が初任者をはじめとする教員を教職大学院等に派遣して教員の研修を実施することも、今後積極的に促進すべきであり、教員が長期研修等に参加できるよう、定数措置による支援等の環境整備について検討することも必要である。
- 具体的には、例えば、初任段階の研修や、教職経験5～10年目以降における学校経営・管理に必要な視野・能力を伸長する研修などが考えられる。また、これらの研修プログラム修了者が新たな教員免許状を得られるよう、前述の高度専門免許状（仮称）等と総合的に検討し、研修と教員免許制度の接続を図ることも考える必要がある。

## 平成27年度 教員採用における大学院在学者・進学者に対する特例

### ○教職大学院を修了予定の者に対し、特例的な措置を講じている自治体

- ①一部試験を免除 …… 福井県・岐阜県
- ②特別選考を実施 …… 山形県・愛知県・福岡県・北九州市・福岡市

### ○大学院在学や進学を理由に採用を辞退した者等に対し、次年度以降の特例的な措置を講じている自治体

※下記のうち、下線は「教職大学院」のみを措置の対象)

- ①一部試験を免除 …… 新潟県、新潟市、名古屋市
- ②特別選考を実施 …… 福井県・愛知県・大阪府・堺市・豊能地区
- ③採用候補者名簿の登載期間を延長

#### 34都道府県

北海道・宮城県・秋田県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・富山県・石川県・山梨県・岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県

#### 10政令市

札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・川崎市・相模原市・京都市・岡山市・広島市・福岡市

出典：平成27年度教員採用等の改善に係る取組事例



## これからの学校教育を担う教員の在り方について(報告)〈抄〉

### —小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革—

平成26年11月6日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

### 3. 改革の方向性

#### 【改革の視点】

#### ○体系的な取組

教員の資質能力の向上について、より効果的・効率的に取り組むためには、大学などにおける教員養成、教員採用、採用後の現職研修などの各段階を通じ、また、国、都道府県、市町村、学校などの取組主体が、一貫した理念の下、相互に関連して体系的に取り組む必要がある。この際、教職生活全体を通じた職能成長を促す観点から、教員養成、教員採用、現職研修や、その主体となる国、大学、教育委員会、学校等がそれぞれの役割とその分担を明確にしながら相互に緊密な連携・協働体制を構築する必要がある。とりわけ、独立行政法人教員研修センターの果たす役割は小さくなく、その機能強化を図ることが望まれる。

### 4. 小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

#### (2) 対応方策

#### ④他校種における指導範囲の拡大について

小中一貫教育における利点の一つは、小学校における専科指導を充実できることである。このため、小学校や小中一貫教育学校(仮称)における小学校課程において、中学校教員による専科指導が一層促進される措置を講ずるとともに、教員免許状の併有状況や現場のニーズ等を踏まえ、更なる他校種における指導範囲の拡大の必要性について検討を進める必要がある。また、小学校教員等が、中学校や小中一貫教育学校(仮称)の中学校課程においてチーム・ティーチングの活用などにより中学校教員等とともに指導を行えるような体制を構築することも重要である。

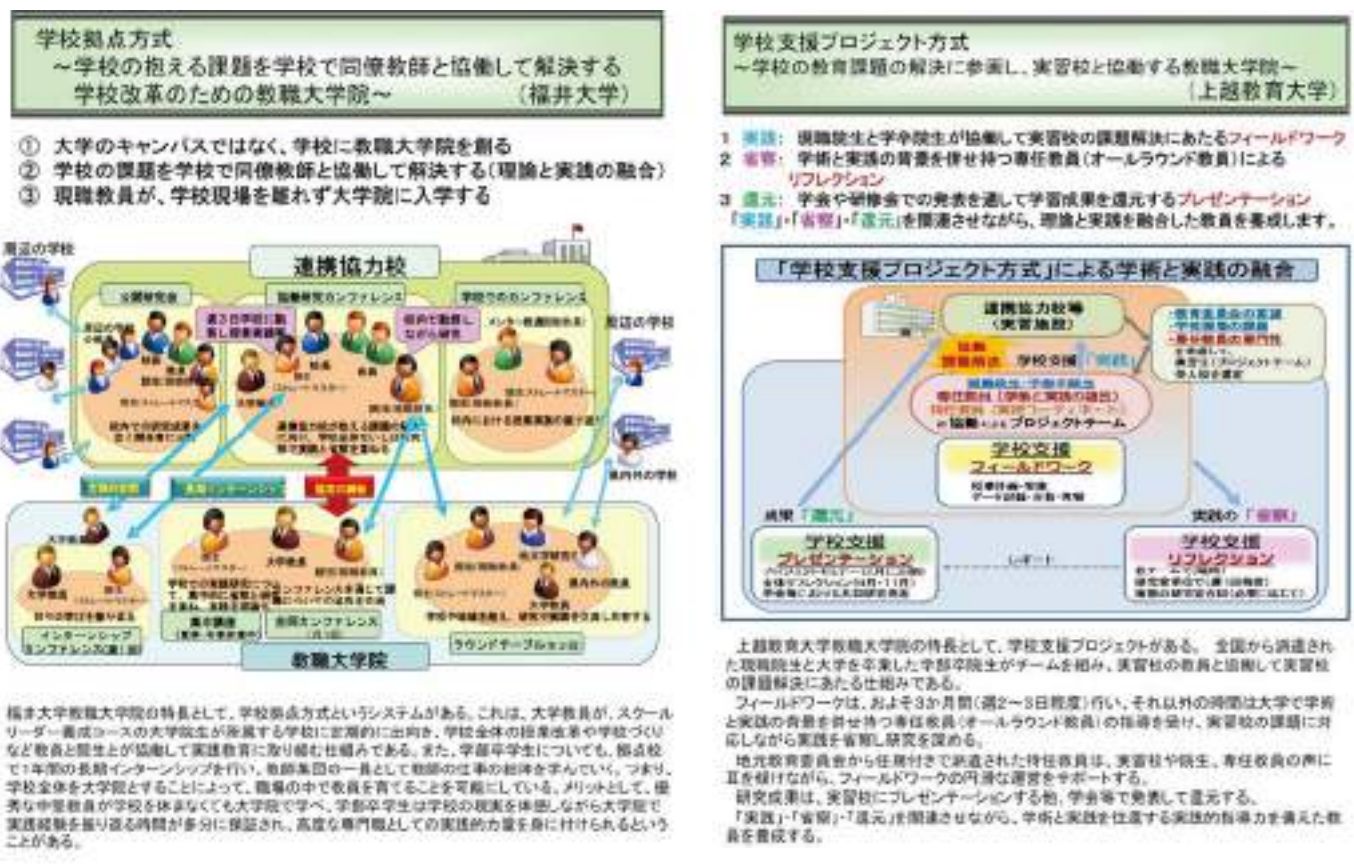
なお、これらの措置を経て、教員が他の学校種に係る教育活動に当たる場合には、より円滑に取組を行うことができるよう、市町村、学校等においては、必要な人材の見通しを立てた上で、計画的に教職大学院等において学び直しをさせるなど、適切な内容の研修をあらかじめ受講する取組を進めることが望ましい。また、上記の方法で教員を活用する場合には、個々人の教員が過度の負担を負うことにならないよう、市町村、学校等においては、必要な人員配置や校務分掌の見直しなど、適切な配慮を行う必要がある。

#### 【参考】中央教育審議会諮問理由

#### これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

○教員を目指す者や教員が、養成段階から教職生活全体を通じて、資質能力を深化・発展させることができるよう、教員養成・採用・研修の各段階における学校・教育委員会と教職大学院等大学との連携・協働の取組を推進するため、どのような方策が考えられるか。その際、特に、研修の内容を高度化する観点から、教職大学院等大学との連携の推進を含めどのような方策が考えられるか。

## 教職大学院等の取組事例①





## 教職大学院等の取組事例②

### 学校管理職候補者を育成する学校経営コース ～学校改革や教育行政に貢献するキーパーソンを養成～ (兵庫教育大学)

校長、副校長、教頭、主幹教諭や指導主事、管理主事の候補者となる初任教員、教育行政職員等を対象に、これからの学校づくりをリードする学校経営専門職、学校を支援する教育行政専門職を養成するため、両者に必要とされる深い教育的見識に支えられた高度な経営力の育成をめざす。

理論と実践の融合を軸とした学びのプロセス。一貫した教育行政が広がる展開の視点を通して



兵庫教育大学教職大学院の特長として、学校経営コースがある。このコースのプログラムの主な特色としては、以下のことが挙げられる。

- 学校経営専門職と教育行政専門職に必要とされる力量を、授業、課題研究(ゼミ)、フィールドワークや実習等により、体系的に習得できるカリキュラムを編み込んでいる。
- 学校、教育委員会と連携を図り、授業での事例に関する情報を収集するとともに、授業における議論の内容を学校、教育委員会にフィードバックして意見交換を行う等、実務的な授業を提供する。
- 実習生として学校経営や教育行政の業務に直接関係することで、学校経営専門職と教育行政専門職としての職務の遂行や課題解決に必要な専門的知識、実践的スキルの修得をめざす。また、教頭、校長や教育委員会幹部とのセッションを行い、実際の仕事ぶりを現場に経験する。
- 修了時に学校改善プラン又は教育行政改善プランを作成し、校長・教育委員会幹部が参加する協議会を実施し、評価を行う。

### 実践的指導力のある小学校教員養成 ～確かな指導理論と実践力・応用力を備え、新しい学校づくり の有力な一員となる人材を育成する教職大学院～(玉川大学)

- ① 基本(共通)科目で、小学校教員に必要な実践的指導力・応用力を身につける
- ② 1年次に期間集中型実習で、新たな課題を発見し、現場での即応力を獲得した上で、2年次では実習した小学校でボランティアとして理論と実践との往還を図る
- ③ 小学校教員としての総合的な力量形成・向上のため、専門知識を磨き下げる



玉川大学教職大学院の特長として、指導理論に基づいた実践的指導力のある小学校教員養成がある。まず、基本(共通)科目で、国・社・算・理などの各教科と授業デザイン、教育課程編成、生徒指導・教育相談、学校・学校経営などの理論と実践および往還(を身につける。次に、小学校で10週間程度、中学校か私立中学校で2週間程度の合計12週間程度の継続実習を通して、授業力や子どもとの関係づくりなど学校現場に即応できる実践的指導力を獲得する。さらに、「教育研究」「教育実践・教材研究」「指導が難しい子どもへの支援」「心の教育実践」の4コースの中から自分が研究・学習したい分野を選択し、小学校教員として必要とされる専門知識を深めさせるようにカリキュラムが工夫されている。

## 教職大学院等の取組事例③

### 初任者研修の高度化 ～大学と教育委員会・学校が連携・融合した初任者研修の質的改善のモデルづくり～ (和歌山大学・和歌山県教育委員会)

- ① 理論と実践を往還する学びを獲得することにより、生涯学び続けることのできる教員の基礎的資質を養成する
- ② 大学での養成と教育委員会での初任者研修をつなぐ連携・協働の具体化
- ③ 初任者研修を核とした校内研修の活性化と校内教員養成システムの開発

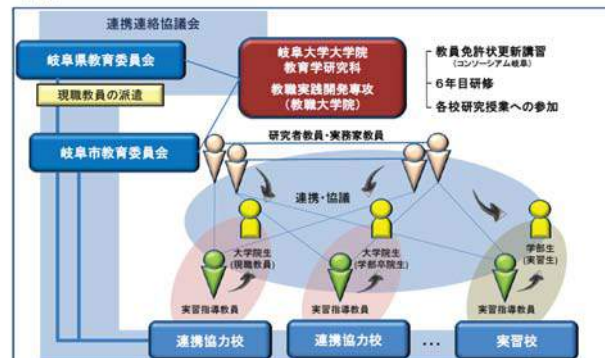


和歌山大学と和歌山県教育委員会が連携・協働して初任者研修の高度化に取り組んでいる。これは、従来の初任者研修とは異なる新たなコンセプトのもと、学び続ける教員を養成するためのカリキュラムを開発しようとするものである。

大学等での合同カンファレンスや各学校で、大学院教員や交流教員・プロジェクト教員等が支援しながら、各自の教育実践を振り返ることで「省察的気づき」を積み重ねていく。また、大学等での授業の受講や具体的な実践事例の共有により、理論と実践の交差点を軸とした実践的指導力を獲得させる。

### 大学と教育委員会の連携による現職研修 ～大学と教育委員会・学校が連携したスクールリーダーの養成～ (岐阜大学・岐阜県教育委員会・岐阜市教育委員会)

- ① 学校現場の実践や授業開発に即戦力として貢献する高度な教育専門職を養成
- ② 岐阜県の学校教育全体の活性化や学校組織の改善ニーズに応じ、地域や学校に役立つ高度な教育専門職を輩出
- ③ 新しい学校づくりの有力な一員、地域の中枢、学校の中堅としてのスクールリーダーの養成
- ④ 県教委・市教委との連携により、現職教員の研修を計画的に実施(6年目研修、教員免許状更新講習)



岐阜大学教育学研究科・教育学部においては、県市教育委員会をはじめ、岐阜市内外の学校との連携・協働のもと、現代の学校の諸事情に対応できる、実践的専門的な力量をもつ教員を養成することに取り組んでいる。教職大学院に在籍する現職教員は、連携協力校と大学を往還した体系的な教育プログラムのもと、高い知見と実践力をもつスクールリーダーとしての資質の向上に努めている。このような県教委等との連携は学部教育の充実にも貢献しており、必修授業に県教委の担当者や現職教員による講義を位置づけるなど、学生が実践的な課題を深める機会となっている。

このような県教委及び各学校との密接な関係を生かして、中小学校の研究授業に多くの大学教員が参加するとともに、県の教員研修に学部・研究科として組織的に関与してきた。特に附属小中学校を活用した教員免許状更新講習や大学における6年目研修は、毎年、多数の大学教員と現職教員による実質的な研究・教育の場となっている。





## 国立大学附属学校の設置状況一覧(平成25年度)

| 区 分    | 学校数 | 学級数   | 児童生徒数  | 教員数   | 1学級当たりの児童生徒数 | 教員1人当たりの児童生徒数 |
|--------|-----|-------|--------|-------|--------------|---------------|
| 幼稚園    | 49  | 231   | 5,785  | 360   | 25.0         | 16.1          |
| 小学校    | 74  | 1,233 | 42,093 | 1,843 | 34.1         | 22.8          |
| 中学校    | 73  | 822   | 31,437 | 1,629 | 38.2         | 19.3          |
| 高等学校   | 15  | 213   | 8,585  | 575   | 40.3         | 14.9          |
| 中等教育学校 | 4   | 85    | 3,014  | 203   | 35.5         | 14.8          |
| 特別支援学校 | 45  | 500   | 3,033  | 1,506 | 6.1          | 2.0           |
| 計      | 260 | 3,084 | 93,947 | 6,116 | 30.5         | 15.4          |

出典：平成25年度学校基本調査等

○少子化の影響により、公立学校の規模は縮小

○国立大学附属学校の数は平成元年から同規模

## 国立大学附属学校の新たな活用方策等(平成21年3月)

### 現状と課題

#### ◎組織運営上の現状と課題

- 学長のリーダーシップによるマネジメント機能の発揮が不十分。
- 大学・学部教員の附属学校への教育活動への関わりが希薄。
- 地域の教育界の意向が附属学校の教育研究活動に十分に反映されていない。

#### ◎業務運営上の現状と課題

- 大学・学部における教育に関する研究への協力については、大学・学部の研究方針に基づくものではなく、附属学校が独自の立場で取組んでいるものがほとんどである。
- 教育実習においても、附属学校に任せきりになり、大学・学部の側が責任を持って実施する体制になっていない。

### 改善方策

#### 1. 附属学校の存在意義の明確化

- ①「**国の拠点校**」…大学・学部の持つ人的資源を活用しつつ、公立学校で実施するものとは異なる先導的・実験的な取り組みを中長期的視点から実施する。
- ②「**地域のモデル校**」…地域の教育界との連携協力の下に、地域の教育のモデル校として、地域の教員の資質・能力の向上、教育活動の推進に寄与する。

#### 2. 組織運営上の改善

- ①学内マネジメント体制の確立  
(附属学校運営会議(仮称)の設置)
- ②地域に開かれた運営体制  
(地域運営協議会(仮称)の設置、公立学校との人事交流に関する基本方針の策定)

#### 3. 業務運営上の改善

- ①「**国の拠点校**」としての育成  
(研究開発学校制度等の活用、文部科学省(初等中等教育局)等との連携、附属学校の全国共同利用化、「理数教育支援センター(仮称)」との連携)
- ②「**地域のモデル校**」としての育成  
(地域の教育委員会との連携、現職教員の研修カリキュラムの開発、附属学校の免許更新講習の場としての活用)
- ③全国規模の研究協議会の開催による地域を越えた普及・啓発

### 新たな活用方策

#### 初等中等教育政策推進への貢献

- 外国人子弟等の積極的な受け入れによる教育の在り方の調査研究
- 理数教育など優先的な教育課題に応じた先導的な指導方法等の開発
- 学校の組織のマネジメント・人材育成の調査研究
- 異学校種間の接続教育や一貫教育の調査研究
- 特別支援教育への寄与
- 児童生徒の勤労観、職業観を育てるためのキャリア教育の推進

改善

さらに

### 各国立大学による対応

◆各国立大学は、第二期中期目標・中期計画の策定において、本とりまとめを参考とし、附属学校の改善方策、活用方策を積極的に検討していく。

# 研究開発学校

※研究開発学校制度とは、教育実践の中から提起される諸課題や、学校教育に対する多様な要請に対応した新しいカリキュラムや指導法を開発するため、学校教育法施行規則第55条等に基づき、学習指導要領等の現行の基準によらない教育課程の編成・実施を認めている制度。（原則4年間、平成25年度～）

（現在の指定校数94校、うち国立大学附属学校は以下の29校）

| 大 学 名    | 学 校 名             | 研究テーマ    |          |          |          |          |          |     |
|----------|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
|          |                   | 指定<br>年度 | 幼児<br>教育 | 幼小<br>連携 | 小中<br>連携 | 中高<br>連携 | 言語<br>教育 | その他 |
| 広島大学     | 附属三原幼稚園・小学校・中学校   | 24       |          |          | ○        |          |          | ○   |
| 広島大学     | 附属福山中学校、高等学校      | 24       |          |          |          | ○        | ○        | ○   |
| 福岡教育大学   | 附属久留米小学校          | 24       |          |          |          |          | ○        |     |
| 北海道教育大学  | 附属札幌小学校 外7校       | 25       |          |          | ○        |          | ○        |     |
| 新潟大学     | 附属幼稚園・長岡小学校・長岡中学校 | 25       | ○        |          | ○        |          |          |     |
| 神戸大学     | 附属幼稚園・小学校・明石小学校   | 25       | ○        | ○        |          |          |          |     |
| 神戸大学     | 附属中等教育学校          | 25       |          |          |          |          |          | ○   |
| 広島大学     | 附属東雲中学校           | 25       |          |          |          |          |          | ○   |
| 香川大学     | 附属高松小学校           | 25       |          |          |          |          |          | ○   |
| 宮城教育大学   | 附属中学校             | 26       |          |          |          |          |          | ○   |
| 上越教育大学   | 附属小学校             | 26       |          |          |          |          |          | ○   |
| お茶の水女子大学 | 附属中学校             | 26       |          |          |          |          | ○        | ○   |
| 岡山大学     | 附属幼稚園             | 26       | ○        |          |          |          | ○        |     |
| 広島大学     | 附属小学校             | 26       |          |          |          |          |          | ○   |
| 熊本大学     | 附属中学校             | 26       |          |          |          |          | ○        | ○   |

上記の他、平成26年度名目指定校2校、うち国立大学附属校1校（京都教育大学附属桃山小学校（言語教育））

# スーパーサイエンスハイスクール（SSH）

※スーパーサイエンスハイスクール制度とは、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する制度。（原則5年間、平成14年度～）

（現在の指定校204校のうち、国立大学附属学校は以下の9校）

- ・平成22年度指定校：東京工業大学附属科学技術高等学校、  
（36校中、国立3校） 京都教育大学附属高等学校、奈良女子大学附属中等教育学校
- ・平成23年度指定校：名古屋大学教育学部附属中・高等学校  
（38校中、国立1校）
- ・平成24年度指定校：筑波大学附属駒場高等学校、東京学芸大学附属高等学校、  
（73校中、国立3校） 広島大学附属高等学校
- ・平成25年度指定校：なし  
（43校中、国立0校）
- ・平成26年度指定校：東京学芸大学附属国際中等教育学校  
（9校中、国立1校）

※平成26年度経過措置校（5校中、国立1校） 大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎

## ○科学技術人材育成重点校

・地域の中核拠点形成など、科学技術人材育成に係る重点的な取組を、SSH本体と一体的な事業として推進するため「科学技術人材育成重点校」を設け、SSH指定校に対して追加の支援を行うもの。（最長3年間、平成25年度～）

（現在の指定校27校のうち、国立大学附属学校は以下の2校）

- ・平成25年度科学技術人材育成重点校（25校中、国立3校）  
奈良女子大学附属中等教育学校（海外連携）、広島大学附属高等学校（海外連携）、  
大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎（その他）（※H25のみ）
- ・平成26年度科学技術人材育成重点校（4校中、国立0校）



# スーパーグローバルハイスクール(SGH)

※スーパーグローバルハイスクール制度とは、急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養に加え、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成することを目的とし、国際化を進める大学を中心に、企業、国際機関と連携し、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校を指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を推進する制度。

(原則5年間、平成26年度～)

(現在の指定校数56校、うち国立大学附属学校は以下の4校)

- 平成26年度指定校：筑波大学附属高等学校・坂戸高等学校、  
(56校中、国立4校) お茶の水女子大学附属高等学校、金沢大学附属高等学校

幹事校：筑波大学附属高等学校

## OSGHアソシエイト

・SGH事業を踏まえたグローバル・リーダー育成に資する教育の開発・実践に取り組む高等学校等を「SGHアソシエイト」として位置づけ、SGHとともにSGHコミュニティを形成し、将来のグローバル・リーダー育成に資する教育の開発・実践に取り組むため、1年間、それぞれの学校における取組に関する情報を共有する。

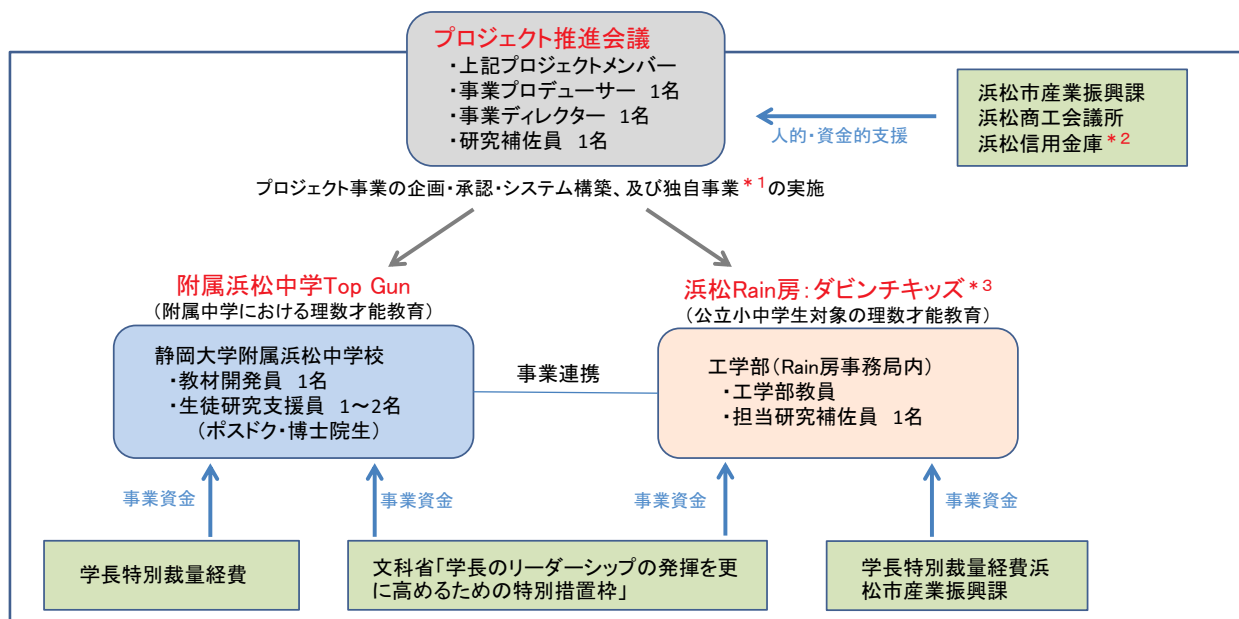
(現在の指定校数54校、うち国立大学附属学校は以下の6校)

- 平成26年度指定校：東京学芸大学附属高等学校・国際中等教育学校、  
(54校中、国立6校) 名古屋大学附属中・高等学校、大阪教育大学附属高等学校平野校舎、  
神戸大学附属中等教育学校、愛媛大学附属高等学校

## 附属学校における取組事例(1/2)

### 静岡大学浜松Top Gunプロジェクト推進体制

- 「夢と志をもって世界的に活躍する人材を浜松地域から輩出する」ことを目的に、一人ひとりの“得意”を“伸ばす産官学連携による理数才能教育システム
- 国の「浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション事業」に設けられた「長期人材育成チーム」メンバーから構成されるプロジェクト
- プロジェクトメンバー：静岡大学・浜松医科大学・光産業創成大学院大学・静岡県・浜松市



\*1 次ページに示す「Math やらまいか」と「教育シンポジウム」を、プロジェクトメンバーにより実施している。

\*2 本プロジェクトには、特色ある教育を通じた浜松への家族誘致という地域戦略もあり、長期的な視点から連携・支援参加している。

\*3 浜松Rain房は、浜松市内の公立小中学生の理科学力向上を目的として、工学部と浜松市教育委員会・産業振興課が連携して実施している事業。その中から、突出した理数系才能を有する生徒の教育事業を「ダビンチキッズ」と称し、浜松Top Gunに組み入れたものである。

## 附属学校における取組事例(2/2)

静岡大学浜松Top Gunプロジェクトの事業概要

「夢と志をもって世界で活躍する理数系人材」を浜松から

### プロジェクト推進会議

\*1 附属浜松中学校と公立学校の生徒間交流を図るため、課外講座の共催化を進め、連携体制を深める。

- ・「Math やらまいか」  
数学的思考の楽しさを小学生に知らせ、突出した数学的才能を発掘することを目的とした浜松市内の小学生対象算数コンテスト
- ・「教育シンポジウム」  
Top Gunプロジェクトの取り組みを浜松市民に広く理解してもらうための会。浜松市長・理数系著名人材(26年度:山崎直子氏)・プロジェクト担当者によるパネルディスカッションと講演

### 附属浜松中学Top Gun

連携・講座の共催化 \*1

### ダビンチキッズ

- ・休日を利用した中学生対象の課外講座  
(教育学部・工学部教員を中心に実施)
- ・自由研究指導
- ・キャリア意識を育てるための高校(SSH校)との交流事業
- ・企業の研究所訪問
- ・生徒の日常的研究支援
- ・理数授業改革
- ・芸術系教科や英語など理系人材に必要な資質能力形成
- ・近隣公立中学校への事業拡張
- ・浜松小中学校連携プログラム

- ・休日を利用した公立小中学生対象の課外講座
- ・自主課題研究指導

支援

大学・教育学部・工学部  
産業界(浜松ホトニクス・ヤマハ等)  
浜松市産業振興課・教育委員会

特色ある附属学校構築のモデル開発

グローバル人材育成  
(静岡中学Top Gun)

学長特別裁量経費にて  
H26年度より開始

## 6. 初等中等教育等をめぐる動向

## OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)の結果について①

### OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)のポイント

#### 調査概要

- 義務教育修了段階の15歳児を対象に、知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価
- 読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について、2000年以降、3年ごとに調査を実施し、2012年調査では数学的リテラシーを中心分野として重点的に調査
- 65か国・地域から約51万人が参加。我が国では、全国の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校の1年生のうち、191校、約6400人が調査に参加(2012年6、7月に実施)

#### 結果概要

- 数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野すべてにおいて、平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなっている。
- また習熟度レベル別でも、2009年調査から引き続き、レベル1以下の下位層の割合が減少し、レベル5以上の上位層の割合が増加している。
- ・数学的リテラシーは、平均得点が低下した2006年に比べ、有意に上昇
- ・読解力は2009年に引き続き、平均得点が有意に上昇
- ・科学的リテラシーは比較可能な2006年に比べ、平均得点が有意に上昇
- ・数学に対する興味・関心を持つ生徒や数学の有用性を感じる生徒の割合は、2003年に比べると有意に増加

## OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)の結果について②

### 平均得点及び順位の推移

※順位はOECD加盟国中(カッコ内は全参加国・地域中の順位)  
 ※数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載





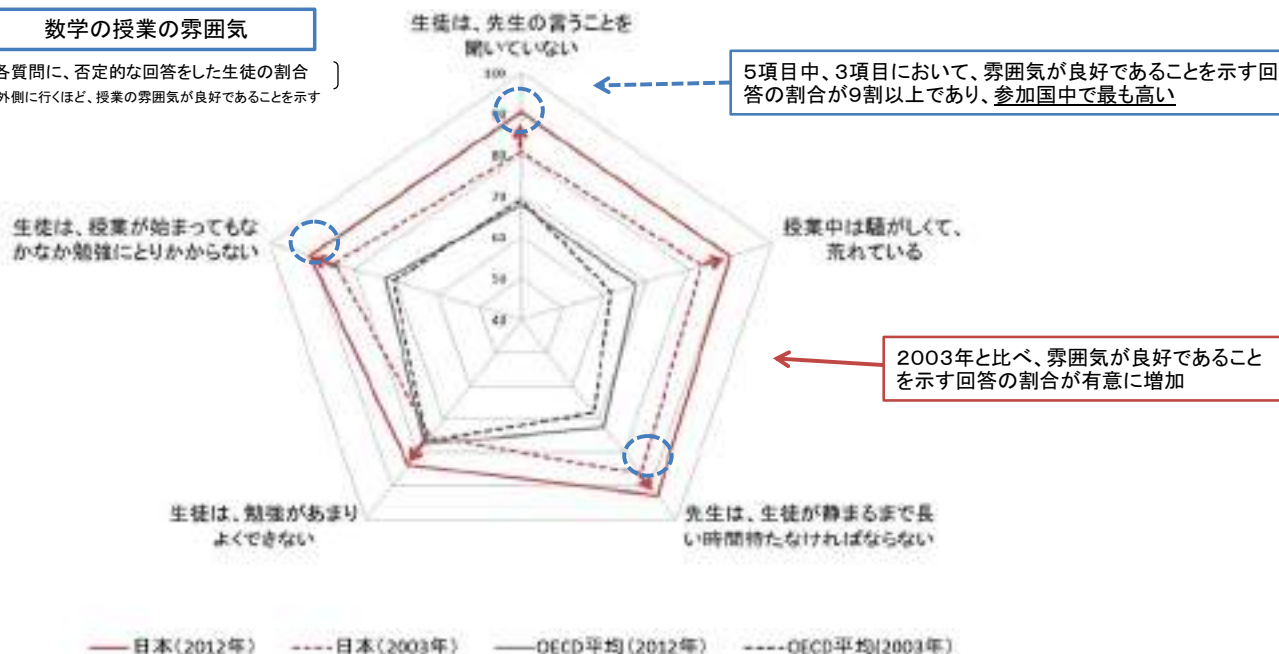
## OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)の結果について③

### 学校における学習環境

- 生徒質問紙調査の結果から、我が国の「数学の授業の雰囲気」は良好
  - ・すべての項目について、雰囲気が良好であることを示す回答の割合が8割超
  - ・2003年と比べ、雰囲気が良好であることを示す回答の割合が有意に増加
- 生徒質問紙調査の結果から、我が国の「生徒と教師の関係」は良好な方向へ改善
  - ・2003年に比べ、生徒と教師の関係が良好であることを示す回答の割合が有意に増加

#### 数学の授業の雰囲気

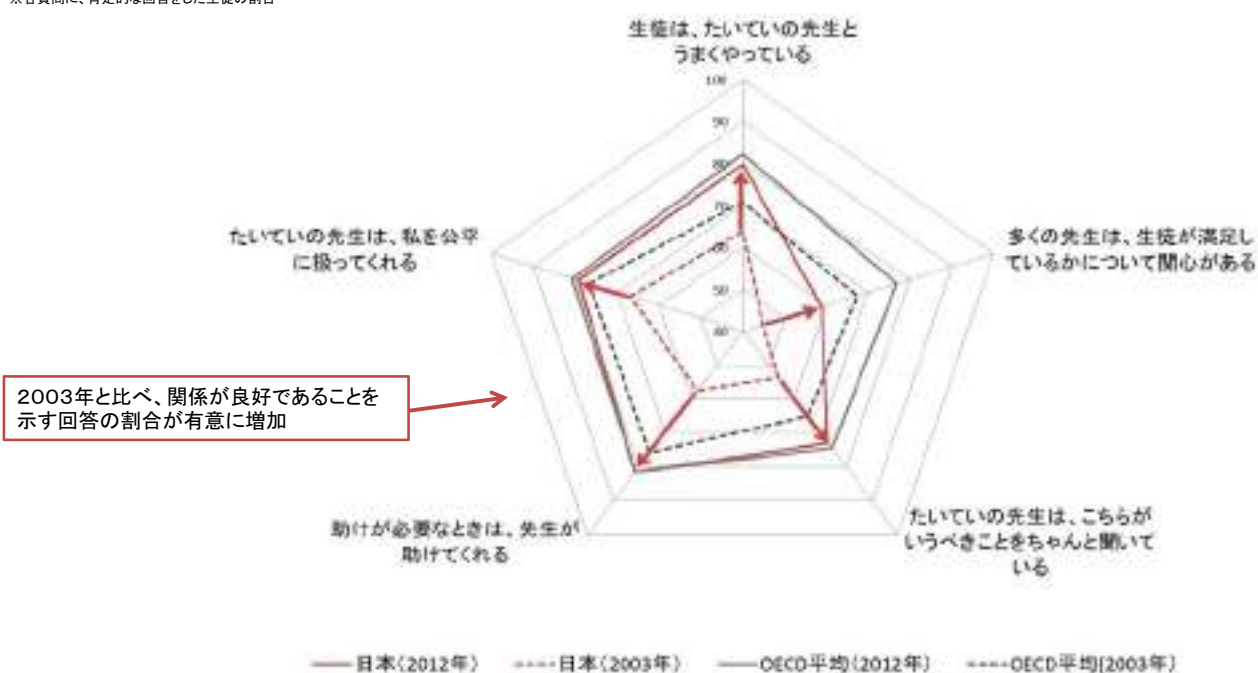
※各質問に、否定的な回答をした生徒の割合  
※外側に行くほど、授業の雰囲気が良好であることを示す



## OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)の結果について④

#### 生徒と教師の関係

※各質問に、肯定的な回答をした生徒の割合



○34か国・地域が参加するOECD調査  
○日本は中学校・高等学校の校長・  
教員(非正規含む)を対象にアン  
ケート調査(国公立30%, 私立70%)

## 我が国の教員(前期中等教育段階)の現状と課題 ～国際教員指導環境調査(TALIS)の結果概要～

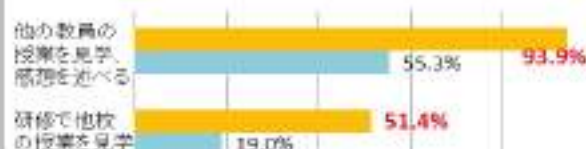
■ 日本  
■ 参加国平均



### 校内研修等で教員が日頃から共に 学び合い、指導改善や意欲の向上 につながっている

- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

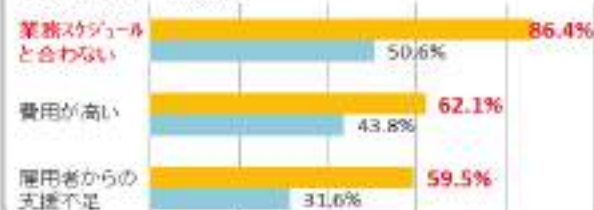
#### <授業見学の実施状況>



### 研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

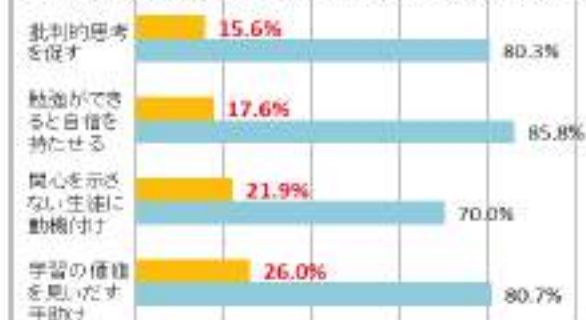
- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

#### <研修参加への妨げ>



### 教員は、主体的な学びを引き出す ことに対しての自信が低く、ICT の活用等の実施割合も低い

#### <主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



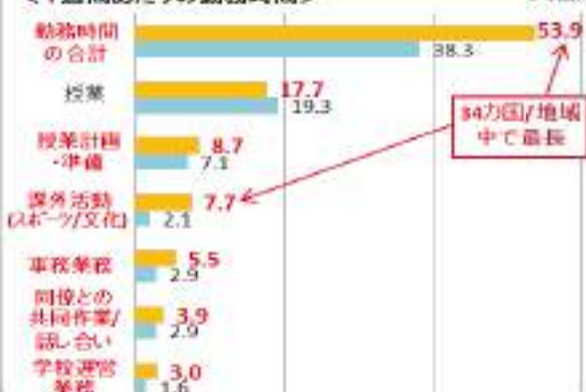
#### <各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



### 教員の勤務時間は参加国中で 断トツに長い! 人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

#### <1週間あたりの勤務時間>



#### <今後の取組の方向性>

- ◆養成・採用・研修の抜本的改善による教員の資質向上
- ◆学習指導要領が目指す教育の推進
- ◆ICTを活用した教育の強力な推進
- ◆教職員等指導体制の充実が必要

# I 持続可能な開発のための教育(ESD) について

## 1. 「ESD(持続可能な開発のための教育)」とは？

ESD=Education for Sustainable Developmentの略。

持続可能な社会の担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。

## 2. ESDに関するユネスコ世界会議の開催概要

### 1. 参加国・閣僚者数等

#### 1) 愛知・名古屋(11月10日(月)～12日(水))

○正式参加者:150か国・地域 1,000名以上

○閣僚級:76名(大臣:52名、その他:24名) ○併催イベント:約900名

#### 2) 岡山(11月4日(火)～8日(土))

○ステークホルダー会合参加者:約2,000名

(Studentフォーラム、教員フォーラム、ユネスコスクール全国大会、ユース・コンファレンス等)

### 2. 世界会議における成果

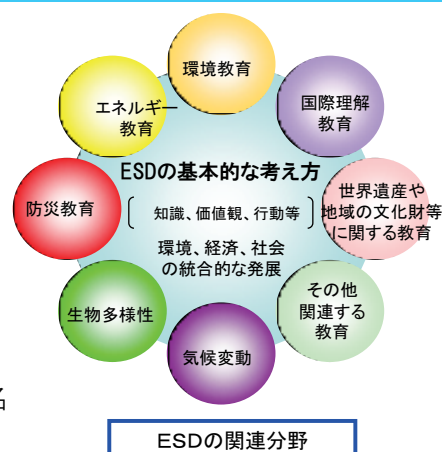
#### 1) 採択された各種宣言

①「あいち・なごや宣言」 ②「ESD推進のためのユネスコスクール宣言」

③「ユース・ステートメント」 ④「ユネスコスクール世界大会Student(高校生)フォーラム共同宣言」

2)「国連ESDの10年」の後継プログラムである「グローバル・アクション・プログラム」(GAP)開始の正式発表

3)「ユネスコ／日本ESD賞」創設の正式発表



# II 「あいち・なごや宣言」 について

## 1 これまでの評価

1. 国連ESDの10年に多くの実質的な優れた取組が出たことを祝す。
2. ユネスコ／日本ESD賞の創設を評価する。

## 2 今後に向けた呼びかけ

### 【全てのステークホルダーへ】

・批判的思考、分析的問題解決、不確実なことに直面した際の決断、国際的な課題がつながっていることの理解等に必要な知識、スキル、態度等を発達させるESDの可能性を重視する。

・フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルな環境におけるGAP開始のモメンタムを構築、維持。

・GAPの五つの優先行動分野におけるモニタリング、評価の方法を強化。

・ユースをキーとなるステークホルダーとして巻き込む。

### 【ユネスコ加盟国政府へ】

・教育政策とカリキュラムのESDのゴール達成度を評価し、教育、訓練、職能開発へESDを導入。

・GAPの五つの優先行動分野に沿った政策を行動に移すため、実質的資源を配分、集結。

・ユネスコ世界会議の成果をポスト2015年アジェンダへ反映。

### 【ユネスコ事務局長へ】

・ESDのグローバルリーダーシップを提供。

・ユネスコスクール等のネットワークを活用し、ESD実施のための新たなモメンタムを構築。

・ESDの資金を含む適切な方策を保証する重要性を支援。



# 子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)  
(平成26年1月17日施行)

## 現状・背景

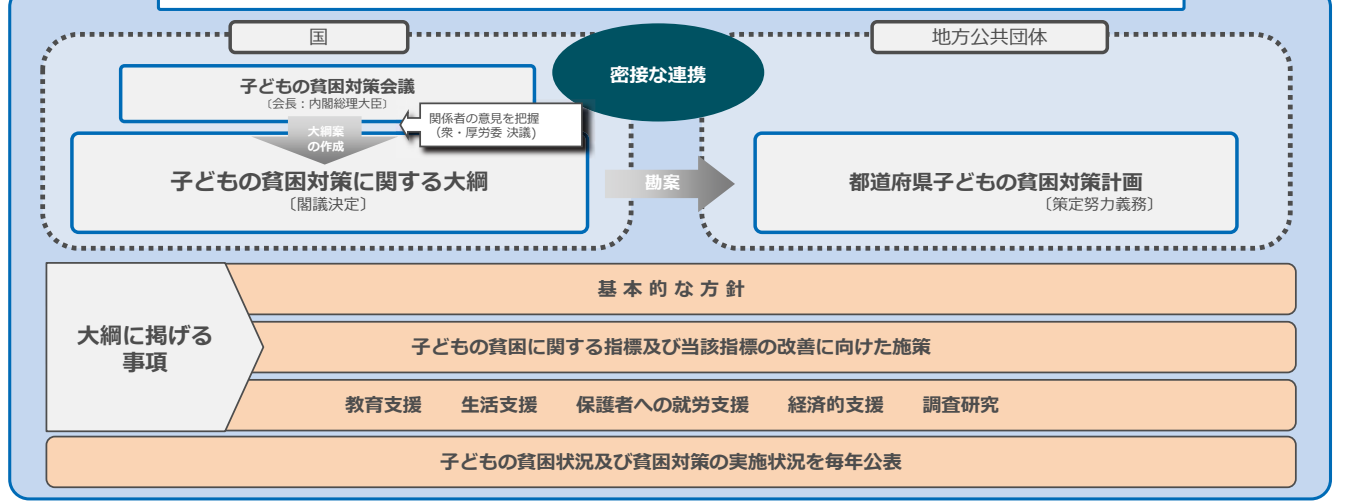
- 子どもの貧困率  
18歳未満の子どもで 15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)  
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)  
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 89.9% (全体 98.4%)  
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

## 目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

## 子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



## 子供の貧困対策に関する大綱について (平成26年8月29日閣議決定)

### 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

### 基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
  - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
  - 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

### 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%  
(平成25年度)
  - スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人  
(平成25年度)
  - ひとり親家庭の親の就業率  
・母子家庭の就業率: 80.6%  
(正規39.4% 非正規47.4%)  
・父子家庭の就業率: 91.3%  
(正規67.2% 非正規8.0%)
  - 子供の貧困率 16.3%  
(平成24年)
- など、25の指標

### 指標の改善に向けた当面の重点施策

#### <教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
  - ・きめ細かな学習指導による学力保障
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
  - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
  - ・高校生等奨給付金等による経済的負担の軽減
  - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

#### <保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
  - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

#### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

#### <生活の支援>

- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
  - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
  - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

#### <経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

#### <施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての  
子供たちが  
夢と希望を  
持って成長  
していける  
社会の  
実現

## 子供の貧困対策に関する大綱 <抄>

(平成26年8月29日 閣議決定)

### 第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

#### 1 教育の支援

##### (3) 就学支援の充実

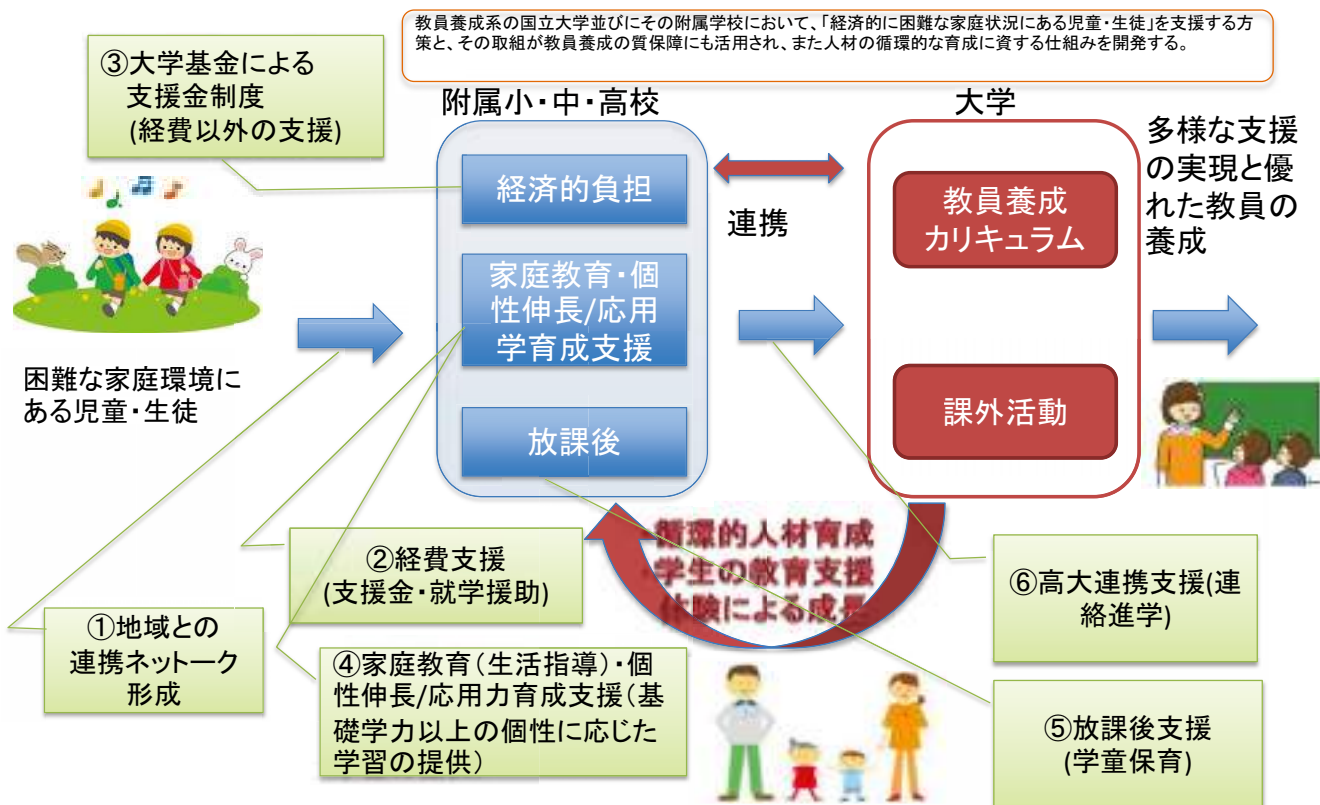
(「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。

そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

#### 附属学校と協働した教員養成系大学による「経済的に困難な家庭状況にある児童・生徒」へのパッケージ型支援に関する調査研究プロジェクト



## 「土曜学習応援団」の企業・団体・大学等にお願いしたいこと

## 依頼事項

学校等が行う土曜授業等に**出前授業の講師として参加**をお願いします  
(可能であれば、関連企業・団体等へ**土曜学習応援団の紹介**をお願いします)

## 参加の仕方

出前授業の講師  
として参加

など

## 分野

## キャリア教育

自然体験  
食育教室  
実験・工作  
ビジネススキル  
グローバル人材育成  
文化芸術・スポーツ  
学力向上  
など

## 形態

## 出前授業

農業体験  
施設見学  
屋外での  
体験活動 など

## 連携先

## 学校

市区町村  
都道府県  
教育委員会 など

①学生がボランティア参加、②教職員や学生による出前授業、③大学で実施する体験授業  
など、大学等による様々な取組が考えられます

※具体的なプログラムの実施方法・内容は、連携先と相談のうえ、決めることとなります。

## Q &amp; A

(幼稚園・保育園～高校までの子供への支援、親子での参加も)

## Q.土曜学習応援団になるメリットは？

A.出前授業等にご協力いただくことで、子供たちは豊かな経験を積むことができ、**社会に役立つ人材育成に貢献するなかで、地域との連携ができ、取組に対する理解が得られるなど、企業イメージが向上**します。  
応援団になっていただくと、**文部科学省が、取組をホームページや自治体への説明会などで広く周知**します。

## Q.出前授業等の具体的な実施にはどうしたら良い？

A.当面は**企業・団体・大学等の連絡窓口と協力内容を登録**いただき、学校等からの依頼を**文部科学省からご連絡**します。やりとりを重ねる中で、学校等から直接ご連絡することもあります。

## 参考

- ・土曜学習の実施主体は、その学校を設置する自治体です。
- ・自治体では、教育委員会の社会教育課等の部署が担当しています。
- ・土曜学習以外に、夏休み中の平日や、平日、土曜日の授業、放課後の活動への出前授業も実施可能です。

## Q.土曜学習応援団になると何か負担がありますか？

A.土曜授業等への出前授業の講師として参加や土曜学習応援団の紹介をお願いしていますが、土曜学習応援団の賛同に際し、**協賛金等の負担をお願いすることはありません**し、実施の条件が合わない場合は、実施を見送りいただいてもかまいません。**できる範囲でご協力をお願いします。**

## Q.取組に対する助成措置はありますか？

A.助成措置は**自治体の判断**となります。謝金や旅費等がでることもありますし、無償でお願いすることもあります。  
なお、文部科学省では、自治体が出前授業の講師等に支払う講師謝金等に対して**自治体向けの補助事業**を新設しました。  
(文部科学省の支援は2,200円/時間まで)

## 「土曜学習応援団」になりませんか？

～土曜日は学校へ！子供の学びを皆で支えよう！～

H27.2

○学校週5日制を平成14年度から完全実施してから12年が経過し、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在。平成26年度は**約40%の学校や学校区で、土曜日に何らかの教育活動を実施中**。

○土曜日は平日に比べて、①まとまった時間が確保しやすいことや、②社会人が参加しやすいことなどの長所があり、**土曜日ならではの充実した取組が可能**。

しかし…

約40%の学校で実施予定 (H26)

- 学校・保護者等から**企業・団体・大学等の参画によって、多様なプログラムを子供たちに提供したい**という要望が増えている。
- 現在、多くの学校区の土曜日の活動は、学校の教員による授業や、日頃つきあいのある地域の方等の参画にとどまっている。

そこで！

\*大学としてのご賛同のほか、学部や研究科等、または研究室単位などのご賛同も可能

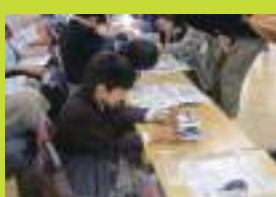
- 是非とも、**企業・団体・大学等の皆様に、土曜学習応援団になってください。**
- 企業・団体・大学等の強みや実社会の経験を活かして、出前授業等の講師をお願いいたします。**



土曜学習応援団の活動が各地で始まっています！

土曜日に**出前授業等の講師として参加**している事例

賛同企業・団体・大学等数 現在約210

→ **さらなる企業・団体・大学等の参画が必要です！**金融系A社による  
グローバル人材を目指す講演電機メーカーB社による  
ハイブリッドカー親子工作教室掃除用具メーカーC社による  
お掃除体験教室

プロ棋士によるやさしい囲碁教室

詳細は、土曜学習応援団ホームページをご覧ください。  
URL: <http://doyo.mext.go.jp>



## 学校を核とした地域力強化プラン

(26年度予算額 5,218百万円)  
27年度予算額 6,684百万円

◇地域創生には、地域を生かした豊かな学びの創出により、子供たちの地域への愛着を育み、地域の将来を担う子供たちを育成することが重要。

学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、  
まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。



### 地域力強化プラン

- ◆地域の実情に応じて、柔軟に事業を実施することができるよう、関連施策によるプランを創設。
- ◆学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に直結する様々な施策等を有機的に組み合わせて推進。

#### 【コミュニティ・スクール導入等促進事業】(157百万円)

未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

#### 【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】(4,882百万円)

地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化を図る。

#### 【地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業】(1,458百万円)

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組を支援することを通じて、地域の活性化を図る。

#### 【健全育成のための体験活動推進事業】(107百万円)

農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

#### 【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】(12百万円)

地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域の活性化につなげる。

#### 【地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業】(13百万円)

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自の多様な取組を支援することにより、独自の地域の活性化を図る。

学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、地域コミュニティが活性化

## 教育再生実行会議 第五次提言〈抄〉 (平成26年7月3日) (今後の学制等の在り方について)

### 1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

#### (2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

- 学校段階間の移行を円滑にする観点から、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、国は、教育内容等を見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業等を推進する。特に、今後、拡充が予定されている英語のほか、理科等の指導の充実のため、小学校における専科指導の推進を図る。また、コミュニティ・スクールの導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進する。
- 国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4-3-2や5-4のように弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにする。小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するため、国、地方公共団体は、教職員配置、施設整備についての条件整備や、私立学校に対する支援を行う。
- 国は、上記で述べた学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・検証するなど、地方公共団体や私立学校における先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5-4-3、5-3-4、4-4-4などの新たな学校段階の区切りの在り方について、引き続き検討を行う。
- 学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

# 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について (平成26年12月22日 中央教育審議会答申)【骨子】

## 教育再生実行会議 第五次提言

### 【平成26年7月29日 諮問事項】

(1) 小中一貫教育の制度化をはじめとする学校間連携の一層の推進について

① 小中一貫教育の制度化とその総合的な推進方策  
(教員免許制度の在り方を含む)

(2) 意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化について

- ② 大学への飛び入学制度の実態等を踏まえた高等学校早期卒業
- ③ 大学・大学院入学資格要件(12年又は16年課程修了)の緩和
- ④ 大学編入学資格の弾力化(高等学校専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等からの大学編入学)

### 【答申】

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な制度とする下記改正を行い、他の教育改革とあいまって、子供たちが十分な知識や技能を身に付け、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、子供の能力や可能性を引き出し、自信を育む教育の実現を図る。

#### ① 小中一貫教育学校(仮称)

小中一貫型小学校・中学校(仮称)の制度を創設

(小中一貫教育の実施に必要な教職員定数の措置や、施設整備の支援をはじめとする推進方策を実施)

#### 免許は小・中併有が原則

(当面、小学校又は中学校の免許状を持つ者は相当する課程の指導を可能としつつ、両免許状の併有促進や、小学校段階で専科指導が一層促進されるための措置を検討)

② 飛び入学者について、大学での単位修得をもとに、高等学校卒業と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定。

③ 文部科学省が対象国を指定して大学入学資格を認める。認証評価を受けた3年以上の学士課程卒の留学生については、大学院入学資格を認める。

④ 高等学校専攻科については、授業時間数等の基準と、評価の仕組み等により質を担保し、大学への編入学を認める。

(職業能力開発大学校等からの編入学は、大学における単位認定の状況を踏まえ必要に応じ見直し)

## 小中一貫教育の制度設計(案)

中央教育審議会(第96回)  
平成26年12月22日 資料2-1

### ◎ 制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))
- ・独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする。(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

### ◎ 小中一貫教育の2つの類型

|      | 小中一貫教育学校(仮称)                                                                                                                             | 小中一貫型 小学校・中学校(仮称)                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 修業年限 | ・9年(ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)                                                                                                   | ・小・中学校と同じ                                                                                                                                                  |
| 教育課程 | ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成<br>・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設<br>(一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)                   | ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※)<br>・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (小中一貫教育学校(仮称)と同じ)                                                          |
| 組織   | ・1人の校長<br>・一つの教職員組織<br>・教員は原則小・中免許を併有(当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進)<br>(制度化に伴う主な支援策)<br>9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置 | ・学校毎に校長<br>・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※)<br>・教員は各学校種に対応した免許を保有<br>(制度化に伴う主な支援策)<br>小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置 |
| 施設   | ・施設の一体・分離を問わず設置可能<br>(制度化に伴う主な支援策)施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援                                                                  | ・施設の一体・分離を問わず設置可能<br>(制度化に伴う主な支援策)<br>異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援                                                                                        |

(※)通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化

### ◎ 制度化後のイメージ

